

通所介護重要事項説明 [令和6年5月1日現在]

1. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

2. リハビリデイサービス 人楽アシストの概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	リハビリデイサービス 人楽アシスト
所在地	奈良県香芝市上中 208-1
介護保険指定番号	通所介護事業 (奈良 2971001421 号)
サービス提供地域	香芝市、大和高田市、広陵町、王寺町、河合町、上牧町

(2) 定員および営業時間

営業時間 8:30 ~ 17:30 休日	サービス提供は午前・午後それぞれ3時間 定員は午前・午後それぞれ15名 土日・祝日、及び年末年始
----------------------------	--

(3) 職員体制

	業務内容	常勤	非常勤	計
機能訓練指導員 (管理者)	理学療法士などが機能訓練を実施します	3名	2名	5名
生活相談員	生活上のご相談にのります	1名	0名	1名
看護師	健康状態の把握や相談にのります	0名	1名	1名
介護職員	介護業務やリハビリのお手伝いをします	2名	3名	5名

3 サービス内容

通所介護計画、介護予防通所介護計画に沿って、送迎、機能訓練、その他必要な介護等を行います。

4 利用料金

(1) 利用料 (香芝市 地域区分 7級地)

介護保険適用	単位 (1単位…10.14円)
要介護1	370単位
要介護2	423単位
要介護3	479単位
要介護4	533単位
要介護5	588単位
個別機能訓練加算 (I) ロ	76単位

※ 上記金額合計に対して別途「処遇改善加算II」が加算されます。

○自費をいただくもの（介護保険適用外）

飲料代・施設利用料として	1日につき300円
オムツ、パット等	準備していますが、利用分は、後日、現物で返却願います。

5
当

事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

- ① リハビリデイサービス 人楽アシスト TEL0745-44-9455
- ② 居住地の市町村の介護保険の担当窓口 (香芝市介護福祉課 TEL0745-79-7521)
- ③ 奈良県国民健康保険団体連合会 TEL0744-29-8311

6 事故発生時の対応

利用者に対する介護予防通所介護のサービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

7 非常災害対策

事業者は非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画及び業務継続計画を作成し、それらに基づき避難訓練等を行います。

8 虐待に関する対策

当事業所は、虐待防止に関する責任者を選定しています。

担当者 赤穂 順子

虐待の発生またはその再発を防止するため、虐待防止に関するマニュアルを作成し、職員教育を行います。

9 緊急時の対応方法

当事業所において、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに協力医療機関、市町村、居宅介護支援事業所、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

11 記録の保存期間

サービス提供にかかる記録等の保存期間は5年間とします。

12 第三者による評価の状況 … 未実施